

号)

明治二十六年司法省令第九号弁護士試験規則に依る試験に受験を出願したる者にして本法施行後五年内に勅令を以て定むる試験に合格したる者は弁護士法第二条第二号の規定に拘らす弁護士たることを得

本法施行前に帝国大学法学部法律学科を卒業したる者は裁判所構成法第五十八条第一項及弁護士法第二条第二号の規定に拘らす試験を要せずして司法官試補を命ぜられ及弁護士たることを得

二 大正十二年法律第五十二号に依る試験に関する件

大正十二年法律第五十二号に依る試験に付ては高等試験令第二条第一項第三条第九条第十一條第十五条第十八条乃至第二十二条の規定を準用す

前項の試験に関する事務は高等試験委員第三部に於て管掌す

三 高等試験の受験資格に関する件

明治二十四年司法省令第三号判検事登用試験規則に依る試験の受験を出願したる者にして高等試験司法科の試験の受験を出願したる者にして高等試験司法科の試験を受けんとする者には受験者の申請に因り本令施行後五年を限り予備試験を免することを得

高等試験令第十七条の規定は前項の規定に依り予備試験を免せられたる者に之を適用せず
○司法試験に関する法律及勅令の公布　囊に第四十六議会の協賛を経たる司法官試補及び弁護士の資格に関する法律は御裁可を経て去月一日より施行せられたり尚高等試験令に付ても之と同時に勅令公布せられたり即左の如し

一 司法官試補及弁護士の資格に関する法律（法律第五十二

四 高等試験委員及普通試験委員官制中改正の件

高等試験令施行に伴ひ常任委員六人を八人に書記八人を十
人に増員す